

運営委員会（令和7年度第4回） 議事要旨

- 1 日 時 令和8年3月25日（水） 10:26～11:25
- 2 場 所 農水産業協同組合貯金保険機構 会議室（対面・リモート併用）
- 3 出席者

【運営委員会構成員】

委員長 庄司裕宇（理事長）
委員 木村直人（委員 梶 毅 欠席）
〃 篠田 崇
〃 田中茉莉子
〃 富永浩明
〃 鳥谷礼子
〃 福園昭宏
理事 佐藤宏昭

【オブザーバー】

農林水産省経営局金融調整課	丸山金融調整官
水産庁漁政部水産経営課	永田 課長
金融庁監督局総務課信用機構対応室	池田課長補佐
財務省大臣官房信用機構課機構業務室	河地課長補佐
日本銀行金融機構局総務課信用政策企画グループ	漆原 企画役
農水産業協同組合貯金保険機構	金井 監事

4 議 事

(1) 議 案

- ① 令和8事業年度農水産業協同組合貯金保険機構予算（案）
- ② 株式会社整理回収機構との回収業務に関する協定の締結について
- ③ 系統債権管理回収機構株式会社との回収業務に関する協定の締結について

(2) 報告事項

- ① 農水産業協同組合貯金保険機構中期業務目標（令和8～10年度）（案）
- ② 令和8年度農水産業協同組合貯金保険機構業務運営方針（案）
- ③ 責任準備金の積立状況等
- ④ 令和7年度 基本方針の進捗報告
ア. 事前準備
イ. 貯金者データ整備

- ⑤ 令和8年度 事前準備の基本方針
- ⑥ 令和8年度 貯金者データ整備の基本方針

5 概要

(1) 議案

- ① 令和8事業年度農水産業協同組合貯金保険機構予算（案）

【質問・意見】

特になし。

【議決】

出席者全員の一致で可決された。

- ② 株式会社整理回収機構との回収業務に関する協定の締結について

【質問・意見】

特になし。

【議決】

出席者全員の一致で可決された。

- ③ 系統債権管理回収機構株式会社との回収業務に関する協定の締結について

【質問・意見】

特になし。

【議決】

出席者全員の一致で可決された。

- ①～③いずれについても、主務大臣の認可手続に当たって、若干の字句修正等があるときは、理事長に一任することが了承された。

(4) 報告事項

- ① 中期業務目標

【意見】

- ・破綻の際に、マニュアルがあれば、非常に実務がやりやすいので、是非とも整備していただきたい。（富永委員）
- ・タイムラインマニュアルができれば、説明いただきたい。
人材の確保・育成は非常に重要。（鳥谷委員）
- ・金利のある世界のリスクへの備えとして、タイムラインマニュアルの整備は非常に重要。DXといった新たな技術も生かしながら、効率的に取り組むことが大切。信用事業とともに、経済事業の動向も重要。（田中委員）
- ・タイムラインマニュアルの整備や研修・訓練は系統機関の責務であり、今後も密接に連携して取り組んでいきたい。（篠田委員）（木村委員）（福園委員）

- ・犯罪防止の取組が本格化しており、貯金者データ整備は特別な業務としてではなく、日常業務の一環として、しっかり取り組んでいきたい。(木村委員)
 - ・破綻処理を実際に経験した職員が定年を迎える中、ノウハウの継承という意味で、参考資料のアーカイブ化は地味な作業だが、しっかりやっていただきたい。(福園委員)
 - ・この10年間で、経済はもちろん、金融界や系統の世界が変わっている中で、機構の使命は重要であり、さらに透明性を高めていかなければならない。(金井監事)
 - ・破綻処理を経験した職員がいなくなることは、主務省としても大変危機感を感じている。系統団体代表委員の方々には訓練への協力を表明いただき、感謝申し上げます。(丸山金融調整官)
 - ・水産庁として、信漁連のデータ整備等をしっかり指導していきたい。(永田課長)
 - ・マニュアル整備は非常に大事。整備の進捗状況を報告いただきながらフォローしていきたい。(河地課長補佐)
 - ・現状、国内の金融システムは安定しているが、破綻処理はいつ発生するか分からないので、スピード感・スケジュール感を持って対応いただきたい。(池田課長補佐)
 - ・連携強化という点については、枠組みの整備に我々も協力したい。(漆原企画役)
- ② 令和8年度農水産業協同組合貯金保険機構業務運営方針(案)について
【質問・意見】
特になし。
- ③ 責任準備金の積立状況等について
【質問・意見】
- ・貯金が減少傾向にある主な理由は何か。(鳥谷委員)
→地銀等が金利上乘せ等により預金獲得を強化し、競争が激化していることによるものと認識。(篠田委員)
- ④ 令和7年度 基本方針の進捗報告
ア. 事前準備
イ. 貯金者データ整備
【質問・意見】
特になし。
- ⑤ 令和8年度 事前準備の基本方針
【質問・意見】

特になし。

⑥ 令和8年度貯金者データ整備の基本方針

【意見】

特になし。

以 上